

## 電話等サービス契約約款【現改比較表】 2021年12月15日現在

～2022年2月28日

2022年3月1日～

目次（略）

第1条～第43条の2（略）

（利用に係る契約者の義務）

第44条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 削除

(2) 契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 契約者は、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 削除

(5) 削除

(6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと

(7) (6)までに規定するほか、利用に係る契約者の義務については、当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者に限ります。）の義務に準じるものとします。

2～4（略）

第44条の1の2～第54条（略）

別記（略）

目次（略）

第1条～第43条の2（略）

（利用に係る契約者の義務）

第44条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 削除

(2) 契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 契約者は、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 削除

(5) 削除

(6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと

(7) (6)までに規定するほか、利用に係る契約者の義務については、[次のとおりとします。](#)

[ア](#) 当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者に限ります。）の義務に準じるものとします。

[イ](#) [契約者のうち地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能のSMS送信機能を利用する者においては、当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者を除きます。）の義務に準じるものとします。](#)

2～4（略）

第44条の1の2～第54条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用（略）

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料）（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用（略）

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料）（略）

2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	基本機能	(略)	(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)
	トラヒックアラーム機能	(略)	(略)	(略)

2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	基本機能	(略)	(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)
	トラヒックアラーム機能	(略)	(略)	(略)

	備考	1～82 (略)			SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定着信課金機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス(SMS)を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額(1の着信課金番号ごとに)	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)
		(注1)～(注21)(略)					加算額(1送信ごとに)	15円 (16円)	—
簡易着信課金機能		(略)	(略)	(略)	備考	1～82 (略)	<p>83 当社は、SMS送信機能に係るメッセージにより、第三者に損害を与え、又は第三者から苦情等を受けた場合は契約者の責任と費用により処理解決するものとします。</p> <p>84 SMS送信機能の1送信ごとの加算額は、毎暦月の1日から起算し末日までの料金額を算定して適用します。</p> <p>(注1)～(注21)(略)</p>		
簡易着信課金機能		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	トピックアラム機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	備考	1～48 (略)			
		(注1)～(注15)	(略)		

地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	トピックアラム機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定特定番号着信機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス(SMS)を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額(1の特定着信番号ごとに) 10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)	
		加算額(1送信ごとに) 15円 (16円)			
備考	1～48 (略)				
	<p>49 当社は、SMS送信機能に係るメッセージにより、第三者に損害を与え、又は第三者から苦情等を受けた場合は契約者の責任と費用により処理解決するものとします。</p> <p>50 SMS送信機能の1送信ごとの加算額は、毎暦月の1日から起算し末日までの料金額を算定して適用します。</p>				
	(注1)～(注15)	(略)			

(略) (略)

(2) 国際通話に係わるもの(略)

2-3 (略)

第2 通話に関する料金(略)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用(略)

2 工事費の額

2-1 (略)

区 分		単 位	工事費の額		
(1) 基本工事費	(略)	(略)	(略)		
(2) 交換機等工事費	ア ~ エ(略)	(略)	(略)		
	オ 付加機能に関する工事	(略)	(略)		
	(イ) 地域指定着信課金機能に関する工事の場合	(略)	(略)		
			高度振り分け機能に係る工事であって、発信者から通知された情報又は利用回線に係る電話番号等の情報に係る工事		別に算定する実費

(略) (略)

(2) 国際通話に係わるもの(略)

2-3 (略)

第2 通話に関する料金(略)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用(略)

2 工事費の額

2-1 (略)

区 分		単 位	工事費の額		
(1) 基本工事費	(略)	(略)	(略)		
(2) 交換機等工事費	ア ~ エ(略)	(略)	(略)		
	オ 付加機能に関する工事	(略)	(略)		
	(イ) 地域指定着信課金機能に関する工事の場合	(略)	(略)		
			高度振り分け機能に係る工事であって、発信者から通知された情報又は利用回線に係る電		別に算定する実費

							話番号等の情報に係る工事		
							<a href="#">SMS送信機能の利用開始又はSMS発信通知番号の変更工事のとき。</a>	<a href="#">1着信課金番号ごとに</a>	<a href="#">50,000円</a> ( <a href="#">55,000円</a> )
		(ウ) 簡易着信課金機能に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		(工) 地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)	独自ガイダンスの利用開始又は利用変更の工事のとき。			別に算定する実費
		(オ)～(ク)(略)	(略)	(略)	(略)				
							(略)	(略)	(略)
							独自ガイダンスの利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
							<a href="#">SMS送信機能の利用開始又はSMS発信通知番号の変更工事のとき。</a>	<a href="#">1特定着信番号ごとに</a>	<a href="#">50,000円</a> ( <a href="#">55,000円</a> )
							(略)	(略)	(略)
2-2	利用の一時中断に関する工事 (略)								
	第2 設備費 (略)								
	第3表 料金表 (略)								
							<a href="#">附 則 (令和3年12月6日 A P S 1 第00855505号)</a>		
							<a href="#">この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。</a>		